

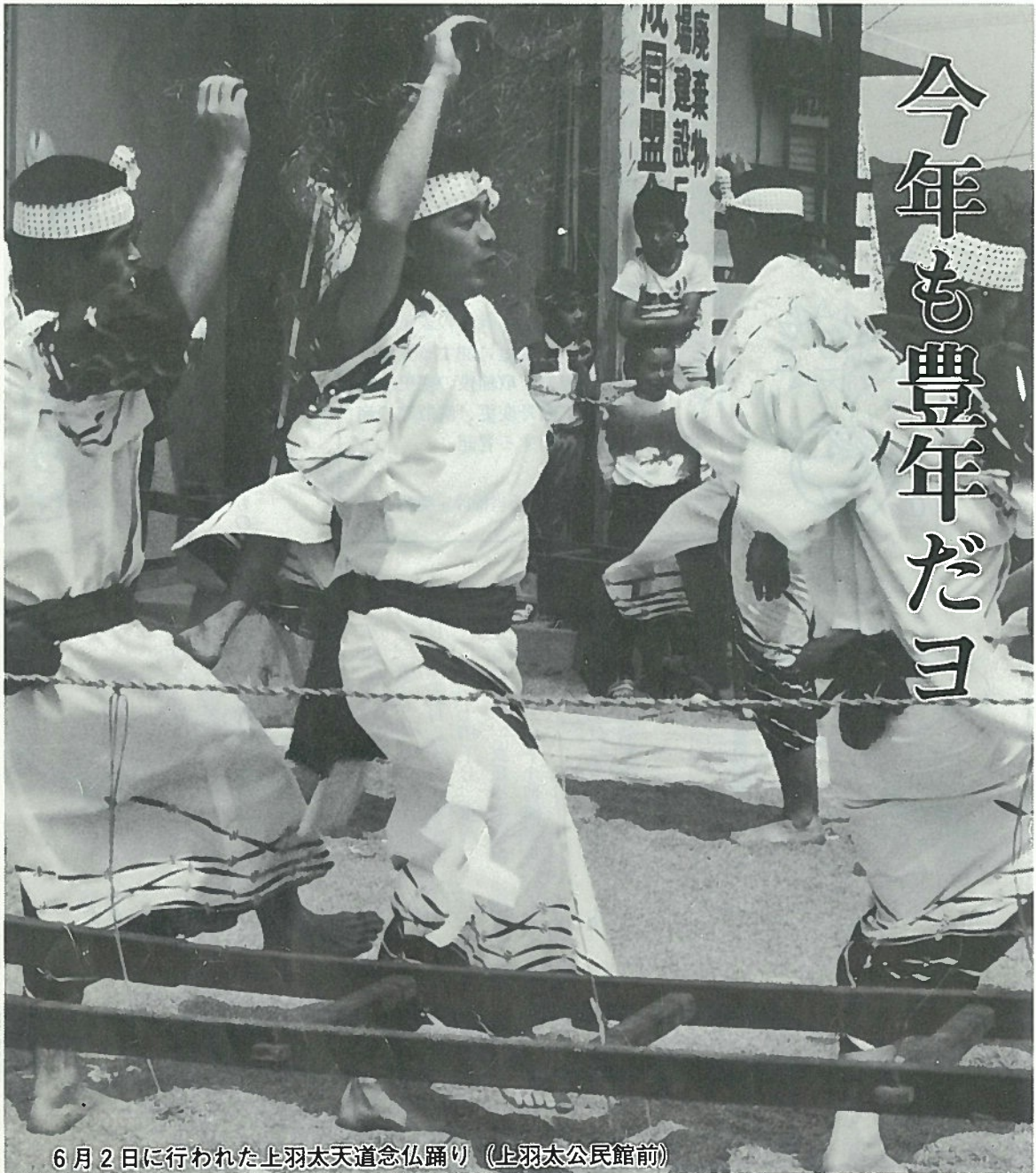


# にしごう

広報にしごう第175号  
昭和60年6月1日

## VOL.6

■村のうごき 人口 14,340人(+40) 男7,213人(+19) 女7,127人(+21) 世帯数3,438戸(+15) 6月1日現在( )は対前月比



6月2日に行われた上羽太天道念仏踊り (上羽太公民館前)



# 登記印紙による手数料納付のお知らせ

## 昭和六十年七月一日から

### 登記関係手数料の印紙が変わります

#### 主な改正点

- 一、七月一日から不動産登記簿、商業法人登記簿等の謄抄本の交付申請書・閲覧・証明等の申請書に貼付する印紙は、すべて収入印紙から登記印紙に変わります。
- 二、新たに販売される登記印紙は、一〇〇円、二〇〇円、四〇〇円、一、〇〇〇円、五、〇〇〇円の五種類です。
- 三、登記印紙は、全国の集配郵便局、登記書等で七月一日から販売されます。



※一、登記所へ印紙で納付するものは、次のように登記印紙で納付するものと、従来通り収入印紙で納付するものと、二種類になります。

登記印紙で納付するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登記簿の謄本又は抄本</li> <li>・地図又は建物所在図の写し</li> <li>・登記簿又はその付属書類の閲覧</li> <li>・地図又は建物所在図の閲覧</li> <li>・登記事項に関する証明</li> <li>・印鑑の証明</li> <li>・確定日付</li> <li>・抵当証券</li> </ul>
収入印紙で納付するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所有権保存、所有権移転、抵当権設定、登記名義人の表示変更抹消等の不動産に関する登記</li> <li>・会社の設立、取締役の変更、本店移転、商号変更、解散等の商業法人に関する登記</li> <li>・委任状</li> <li>・売買契約書、抵当権設定契約書等</li> </ul>

登記印紙についてのお問い合わせは  
 最寄りの法務局・地方法務局  
 又は、その支局、出張所にお尋ね下さい。



#### 歳時記

## かび

うっとうしい梅雨どきは、かびのシーズンです。とはいっても、最近は、冷蔵庫の普及で、昔のような毒々しいアカヤアオのかびを見ることは少なくなりました。

かつては、梅雨の終わったあと、夏の土用（立夏の前十八日間。七月二十日ごろが入り）には、土用干し、虫干しなどといって、衣類や書物を風にあて、日に干す習慣がありました。

戸障子を開けはなし、綱を張って衣類を満艦飾のように干したりしたものです。最近では、こうした光景もあまり見られなくなりました。

それにしても、かびとわたしたちの暮らしにはいろいろな縁があります。

例えば、酒、みそ、かつおぶし、抗生物質などもある種のかびを利用してつくられています。かびにはいろいろな種類があり、人間にとってマインナスになるものもあれば、プラスになるものもあるわけですから。



ところで、健康といえば、入り口である歯を最初に思うことができます。おいしく食べられるのもまず歯の健康から。

平均寿命が延びている現代、一生自分の歯でおいしく、楽しく食べたいものです。



# 水道料金の改定のおしらせ

西郷村広報の三巻(昭和六十年三月二十日発行)で「きれいな水をいつまでも」のみだして、水道第一次拡張事業の工事着工についてお知らせをいたしました。水道は村民が健康で文化的な日常生活を営む上で一時もかかすことのできない貴重な資源と言えましょう。

幸いにも西郷村には那須山系より源を發する阿武隈川が流れており、阿武隈川が昔に氾濫したと思われる旧河床には良質で豊富な地下水が地下水学的な調査の結果と試験井戸の揚水試験により流れていることが判明しましたので、広報でお知らせのとおり、折口地内の第一号水源工事(揚水可能量一日当り五、四〇〇トン)が完成して国道二八九号線沿いの地域にはすでに既設の水道管に接続し、給水を開始いたしました。

御承知のとおり西郷村は近年とくに首都圏との時間的距離の短縮によって企業の立地が盛んになり、又、西郷村のきれいな空気と山紫水明な生活環境を求めて住宅の建築件数が急増し宅地分譲地も急激に増加しておりますので将来人口を二一、〇〇〇人(昭和五九年人口一四、四二八人)と推定し、安全でおいしい水を将来までも供給可能な水道第一次拡張事業(総事業費約十三億円)を年次計画によって施工し、不安な水の供給を解消することに努める所存であります。

水道事業は公営企業法によって独立採算を建前としておりますから、今までの簡易水道事業とは異なり事業費に対しての国又は県の補助金制度はなく、水道事業費は長期の企業債の借入によることは勿論のこと水道事業の経営は水道料金の収入で、すべてが運営されることになっておりますので、去る三月二十二日までの西郷村議会第一回定例会に於て水道料金の改定による議案が慎重審議の結果議決され、昭和六十年四月一日より、下表のように改定して適用されましたので、水道事業の

上水道事業の経営は水道料金の収入ですべてが運営されています

実情を御理解戴きまして今後共健全な水道事業の運営に御協力をお願い致します。

西郷村水道事業管理者  
西郷村長 鈴木平作  
尚、水道料金は左表のとおり昭和六十年四月一日より改定になりました。

(1) 水道料金

用途	種別	基本料金	1ヶ月につき	超過料金
		水量	料	1m <sup>3</sup> につき
家庭用		10m <sup>3</sup> まで	1,200円	110円
団体用		20m <sup>3</sup> まで	2,800〃	140〃
営業用		20m <sup>3</sup> まで	2,800〃	140〃
官公庁用		20m <sup>3</sup> まで	2,800〃	140〃
観賞用		10m <sup>3</sup> まで	3,800〃	360〃
工場用		50m <sup>3</sup> まで	7,000〃	140〃
車庫用		10m <sup>3</sup> まで	1,200〃	140〃
臨時用		10m <sup>3</sup> まで	3,000〃	250〃



(2) メーター使用料

口径別	13mmまで	20mmまで	40mmまで	50mmまで	75mmまで	100mmまで	備考
1ヶ月の使用料	100円	200円	400円	2,500円	3,000円	3,500円	

(3) 加入分担金(新規に加入するとき)

口径別	改定前の別	13mm	20mm	25mm	50mm	60mm	75mm	100mm
金額	改定後	50,000円	80,000円	150,000円	600,000円	900,000円	2,000,000円	3,500,000円



# 騒音規制法の規定に基づく規制地域の指定のお知らせ

近年の都市化の進展とモータリゼーションの進行にともない、定施設を設置している工場事業場となり、法律の施行は昭和六十年五月一日から施行されました。また、規則基準は表のとおり

区域の区分	規制地域
第一種区域	一 住居地域 二 大字米のうち、字杉山前、字問の原、字中山前及び字向原（東北縦貫自動車道北側境界線以北の区域に限る。）の区域並びに字中山中、字山下及び字楢山の各一部の区域 大字小田倉のうち、次に掲げる区域 字大清水のうち、五三番から五五番までの区域並びに東北縦貫自動車道南側境界線及び村道五二二号線東側境界線に挟まれた区域 字大平のうち、村道八号線西側境界線以西（工業地域を除く。）の区域並びに村道八中線、村道一四五六号線並びに県道白坂停車場小田倉線と村道二六号線との交差点及び県道白坂停車場小田倉線と村道一四五八号線との交差点を結ぶ線に囲まれた区域
第三種区域	一 商業地域及び準工業地域 二 大字小田倉のうち、字古米坂及び字狼山合（以上のうち、準工業地域及び工業地域を除く。）の区域並びに字原中、字大清水及び字大平の各一部の区域
第四種区域	一 工業地域 二 大字小田倉字大平のうち、村道一四五六号線東側境界線、村道二九号線西側境界線及び村道八号線東側境界線に囲まれた区域（工業地域を除く。）

表2 特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準

区域区分	時間区分		
	昼間 午前7時から 午後7時まで	朝夕 午前6時から午前7時まで及び 午後7時から午後10時まで	夜間 午前10時から翌朝の 午前6時まで
第1種区域	50ホン	45ホン	40ホン
第2種区域	55ホン	50ホン	45ホン
第3種区域	60ホン	55ホン	50ホン
第4種区域	65ホン	60ホン	55ホン



詳しく知りたい方は  
役場企画調整課へお問い合わせ下さい





**振動規制法の規定に基づく規制地域の指定のお知らせ**

近年の都市化の進展とモーターゼイシヨンの進行にともない、定施設を設置している工場事業場となり、法律の施行は昭和六十年五月一日から施行されました。また、規制基準は表のとおり

区域の区分	規制地域
第一種区域	一 住居地域 二 大字米のうち、字杉山前、字間の原、字中山前及び字向原（東北縦貫自動車道北側境界線以北の区域に限る。）の区域並びに字中山下、字山下及び字楳山の各一部の区域 大字小田倉のうち、次に掲げる区域 字大清水のうち、五三番から五五番までの区域並びに東北縦貫自動車道南側境界線及び村道五二一五号線東側境界線に挟まれた区域 字大平のうち、村道八号線西側境界線以西（工業地域を除く。）の区域並びに村道八号線、村道一四五六号線並びに県道白坂停車場小田倉線と村道二九号線との交差点及び県道白坂停車場小田倉線と村道一四五八号線との交差点を結ぶ線に囲まれた区域
第二種区域	一 商業地域、準工業地域及び工業地域 二 大字小田倉のうち、字古米坂及び字狼山合（以上のうち、準工業地域及び工業地域を除く。）の区域並びに字原中、字大清水及び字大平の各一部の区域

表2 特定工場等において発生する振動の規制に関する基準

時間区分 区域区分	昼 間 (午前7時から午後7時まで)	夜 間 (午後7時から午前7時まで)
第 1 種 区 域	60デシベル	55デシベル
第 2 種 区 域	65デシベル	60デシベル



車の空ぶかしは  
やめましょう



# おそろしい“がけ崩れ”

◎がけ崩れ災害の起きやすい危険ながけは

**注意をしたい  
気象条件**

○長い雨

降り始めてから一〇〇ミ  
リを越えるような時。

○強い雨

一時間に二十ミリを越え  
るような時。

○地震

強い地震の時や、地震後  
の雨は特に注意しましよ  
う。

◎百ミリの雨とは

降った雨をタライにため  
て十cmたまった状態をい  
います。  
こんな時に土石流は発生  
しやすいので注意しまし  
よう。

**特に危険な  
がけの条件**

- ・ 傾斜三十度以上
- ・ がけの角度が三十度を越え特に四十度〜五十度付近になると、多くのがけ崩れが発生します。
- ・ 高さ五m以上
- ・ 屋根より高い五メートル以上の高いがけは崩れたとき家をおしつぶすほどの大きな被害を出し大変危険です。
- ・ 斜面の異常
- ・ 地割れの発生、湧水のにごり、ふだん水のない所からのふき出し、石がバラバラ落ち始めた時
- ◎こんなことはやめましょう
- ・ がけ下を切ったり、がけの上を土を盛るなど、がけに手を加えること。
- ・ 水をたれ流したり、がけの上を水をとめたりすること。
- ・ がけのそばに家を新築したり増築すること。

## 不動産取得税が

軽減されます

今回の地方税法改正により、昭和六十年七月一日以降に取得する新築住宅の不動産取得税については特例控除の引き上げが図られ四五〇万(現行四二〇万)となります。

軽減される要件  
○ 床面積が一六五㎡以下であること

○ 一㎡当の価格が一七千円以下であること

具体例

(課税標準額一㎡十万) 一、〇〇〇万円  
(特例控除) 四五〇万円×(税率) 3% = (税額) 一六五、〇〇〇円

注 課税標準額 = 固定資産評価基準で算定した価格

なお、既存(中古)住宅にかかる取得についても特例控除の適用がありますので、詳しくお知りになりたい方は県税事務所までおたづねください。

白河市昭和町二六九

白河県税事務所

TEL(〇二四八)

二三二二二二

(内) 二二六

## ありがとう

ございます

左記の方より、村に寄贈がありました。

○防犯灯 七基

東北電力(株)白河営業所

所長 山形安二郎

暖かいご奉仕に心より感謝いたします。



## 有線放送電話室 からのお知らせ

有線放送電話運営につきましては、日頃皆様には、大変お世話になっております。

村民の多勢の方々にご利用いただけるよう電話料金の値下げを昨年四月より実施いたしました。何回かけても、何分話しても月々五〇〇円の基本料金のみです。有線放送電話に再加入して子供さんの勉強のお友に、おじいちゃん、おばあちゃんのお話し相手に、一家に一台、そなえてみてはいかがでしょうか。又放送については、地域に密接な情報をお送りしたいと思っておりますので、身近なニュース、ホットな話題、なんでも結構ですので、お便り、又はお電話で(二五一一一一、内線三二二番、有線電話六九九九番)有線放送電話室までお寄せ下さい、お待ちしております。





### 甲子街道

### 花いっぱい運動実施

去る五月三十一日恒例の花いっぱい運動が、西郷村老人クラブ連合会による国道二八九号線ボランティア活動が参加者約二五〇名により行われました。

沿道には、フラワーポット花植一八ヶ所、サルビア、マリーゴールド等の花が植えられ、又甲子入口附近のさつきの手入れ、空カン拾いなどが行われ、花の咲く頃は皆さんの目をいっそう楽しませてくれることでしょう。



### ブラジル移民人からの便り

先日、ブラジル在住の一老人から、村長へ一通のお礼の便りが寄せられましたので紹介します。

過日上野駅より白河まで同席させて頂いたブラジル在住の一老人薄葉直重と申します。五十二年ぶりに里帰り、会う人毎に日本の人々のお心の温かさに私の心に春雨の感じます。みる人会う人みな積極性に富んでなにかの希望を持つている様に思います。僅かな時間ではありましたが思いやりのあるお言葉を持つて終始笑顔で接して頂いてありがとうございました。その上一面識もない私に御芳志までまことに申し訳ない思いでした。白河についても私の為に浅川までの便をみつ付けてくださるお心の温かさに唯々頭の下る思いでした。経済に恵まれ生活環境の整備された中であつて村の長として良民の為に奮闘される鈴木平作様の健康と幸せをお祈りして一面識もない私にお心の御芳志をくださいました御礼の言葉とさせていただきます。

西郷村長 鈴木平作様

### 分譲住宅募集中!!

福島県住宅供給公社では、下記のとおり住宅金融公庫融資付分譲住宅を募集しております。

記

- 一、募集団地及び戸数
- 上野原団地 一〇戸
- 一般分譲住宅
- 二、受付場所
- 西郷村役場企画調整課
- 電話 (〇四) 三三二二

三、申込資格

- (1) 自ら居住するために住宅を必要とし、同居の家族(同居予定の家族、たとえば婚約者を含む)がある方、あるいは四〇才以上の単身者。
- (2) 当公社が指定する期日までに、自己資金の納入ができる公庫融資金の償還が確実にできる収入のある方。

四、住宅金融公庫融資について  
低利で長期割賦返済(償還期間二十五年)のできる融資が利用できます。

詳細については、受付場所、又は、福島県住宅供給公社業務課までお問い合わせ下さい。

電話 (〇四) 三三二二

### 永年勤続者退職

役場職員として永年勤務された左記の方々が、この度退職されました。

長い間本当にご苦労さまでした。

- 三月三十一日付
- 相山 昭喜
- 佐藤 貞義
- 長谷川米子
- 五月三十一日付
- 鈴木 衆雄
- 遠藤 栄次
- 広川 弘美
- 遠藤 フミ
- 深谷 宏子



### 健康メモ

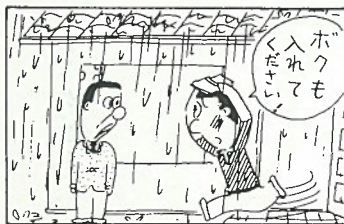
### 足を使おう

足を使うことは健康の基本です。足はおもに骨と筋肉からできていて、筋肉を丈夫にするには、適度の栄養、運動、休養が大切です。医学用語に「廢用性萎縮」という言葉があるが、足を使わずにいるとどんどん衰える。たとえば、足を骨折し、何カ月もギブスをつけて使わないでいると、足はてき面に細くなり、萎縮してしまふ。血液の循環が悪くなり、栄養がゆきとどかなくなるからです。

ところが現在は車社会。歩けば簡単に行ける所でも、バスやタクシーに乗る人が多い。またデパートやビルでも階段を使わず、一階おりのにもエレベーターに乗る人もいる。文明の利器に慣れ親しんでいるせいで、まったく悪いクセで、困ったものだ。よく老化は足から始まるといわれるが、足を使わないでいると、老化を早めるばかりでなく、内臓の衰えにつながるの要注意。とくに老人は歩けなくなることは致命的である。

# さわやか 君

西村 宗



## 村営住宅入居者

### 募集要綱

#### ◎住宅の所在地

既設住宅名	上野原団地	川谷団地	杉山団地	狼山合団地	下羽太団地	折口原団地	新川谷団地
位置	西郷村大字小田倉字上野原四一九番地	〃 大字真船字蒲日向一二四番地の二	〃 大字米字杉山前二五番地の一	〃 大字小田倉字狼山合地内	〃 大字羽太字柿の木下七番地	〃 大字熊倉字内山一一八番地	〃 大字真船字川谷六二番地の一
戸数	10戸	6戸	24戸	30戸	12戸	27戸	6戸

#### ◎住宅の構造および戸数

団地名	戸数	種別	構造	建設年度	基本料金(家賃)	住宅専用床面積(㎡)
No.1-6 川谷団地	6	2	簡平	35	2,200	28.00
No.1-10 上野原団地	10	2	木造	41	3,900	31.40
No.1-10 狼山合団地	10	2	簡平	41	3,500	32.17
No.11-20 〃	10	1	〃	42	5,900	32.17
No.21-30 〃	10	2	〃	42	3,900	36.41
No.101-206 下羽太団地	12	1	〃	49	11,000	44.09
No.101-306 折口原団地	18	1	〃	49	12,000	44.10
No.501-606 〃	12	2	〃	52	15,000	50.30
No.701-806 〃	12	2	〃	53	17,000	54.10
No.101-406 杉山団地	24	2	中層耐火	54	19,000	63.50
No.1-6 新川谷団地	6	2	簡平	56	16,000	58.39
No.1001-1006 折口原団地	6	2	〃	57	20,000	61.32
No.1101-1204 〃	9	2	〃	58	22,000	61.32

敷金 家賃の2カ月分

#### ◎募集受付期間

入居者の募集については常時役場建設課において受付ております。

#### ◎受付場所

西郷村役場 建設課 TEL(25)1111  
内線 351~354

#### ◎申し込み資格

- 1) 村内に住所、または勤務場所を有する者。
- 2) すでに同居し、同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、その他婚姻の予約を含む)があること。
- 3) 入居基準の収入があり、独立の生計を営み、この入居条件にもとづいて定める家賃と敷金を支払う能力を有するものであること。  
ただし、過去1年間の収入を12で除した額が収入基準以下であること。

(例) 標準世帯(扶養家族3人)  
で年収 3,823,999円以下であること

- 4) 現に住宅に困窮していることが明らかなもの。

#### ◎入居者の決定

入居申込みを受付けた後、書類審査、実態調査を行ない入居者を決定します。

#### ◎入居時期

現在入居されている入居者が退居が完了した時。

#### ◎その他

公共事業によって住宅の除去等がある場合、抽せんによらないで優先入居を決定することがあります。

## 昭和60年度 税務大学校普通科生募集

仙台国税局では、税務職員を募集しています。

(採用後、税務大学校普通科へ入校)

税務大学校普通科生は、国家公務員採用Ⅲ種試験(税務)の合格者から採用されます。

#### 受験資格

昭和40年4月2日から昭和43年4月1日までに生まれた者

#### 申込受付期間

昭和60年7月10日(水)から7月17日(水)まで

#### 申込先

人事院東北事務局  
〒980 仙台市本町3丁目2-23  
仙台第二合同庁舎

#### 第一次試験

昭和60年10月6日(日)  
申込用紙の請求など詳しいことは、白河税務署 総務課(電話22-7111)へお問い合わせ下さい。

## 住民課福祉係から

補聴器の相談・修理を  
下記の日程で行います。

月 日	場 所	時 間
60.7月16日	西郷村役場 住民課前	午後 1時~2時
8月12日	〃	〃
9月10日	〃	〃
10月8日	〃	〃
11月6日	〃	〃
12月3日	〃	〃
61.1月10日	〃	〃
2月7日	〃	〃
3月7日	〃	〃

★身体障害者手帳(お持ちの方)・印鑑をご持参下さい。  
なお、くわしくは住民課福祉係へお問い合わせ下さい。  
電話(25)1111(内)243(南)5117

